

新型コロナウイルス感染症について

・ with コロナ備え	1
・ 社会福祉施設等向け新型コロナウイルス感染症対応早わかりブック	2～12
・ 高齢者施設等従事者定期 PCR 検査について	13～15
・ 高齢者施設等への新規入所者における入所時の抗原キット定期検査	16～19
・ 介護現場における感染対策の手引き	20
・ 介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等	21～23
・ 人員基準等に関する臨時的な取扱い	24～27
・ 3%加算及び規模区分の特例の令和5年度取扱いについて	28～29

※本内容は令和5年4月時点の情報です。

最新の情報は大阪府及び各市町村のホームページ等にて適宜ご確認をお願いします。

Withコロナにおいて一人ひとりができること

自分自身のために。大切な人を守るために。



手洗い



©2014 大阪府もずやん

効果的な換気



有症状時の
マスクの着用を含む
咳エチケット

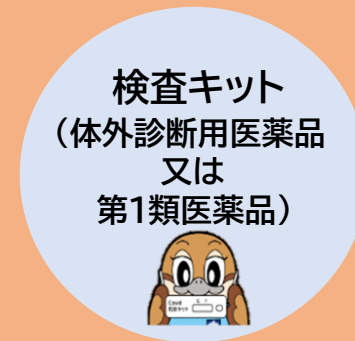
手洗い、効果的な換気などの感染予防対策のほか、

発熱や咳などの症状があれば、出勤や登校、外出を控え、マスクの着用を含む咳エチケット(※)を実施しましょう。

また、健康の保持・増進のために、十分な休養やバランスのとれた食事、適度な運動などを心がけましょう。

(※) 咳などの症状がある場合は、マスクを着用しましょう。マスクの着用の取り扱いについては、大阪府ホームページをご確認ください。

準備しておくよいもの



発熱などの体調不良時にそなえて、

体温計や薬(常用している薬、解熱鎮痛剤等)、検査キット(体外診断用医薬品又は第1類医薬品)のほか、

食料品などを日頃から準備しておきましょう。

新型コロナウイルス 感染症対応 早わかりブック

利用者が発熱したとき、
感染症かもしれないとき…
困ったときに見よう！



新型コロナウイルス感染症発生時のやることリスト

リストを参考に役割分担をし、みんなで協力して乗り切りましょう！



CHECK! あらかじめ各業務の担当者を決めておきましょう
対応表ダウンロード

感染疑い事例発生



検査陽性

CHECK! 陽性とわかったら、速やかに感染を拡げない対策を！
 結果が陰性でも発熱や咳などの症状が続く場合は隔離対応を続けます

- 5) 保健所と連携
 濃厚接触者特定のための協力
 通所施設等休業の検討
 CHECK! 施設の管理者は日ごろから保健所と連絡を取り合い、関係性を作っておきましょう
- 6) 濃厚接触者への対応 …… P. 14
 利用者隔離
 職員自宅待機
 CHECK! 施設内では職員に正しい情報をタイムリーに伝えましょう
- 7) 業務調整・職員確保
 CHECK! いざという時に備えて、ふだんから職員の健康管理、面会者の健康確認をしましょう
 職員用健康チェック表ダウンロード
 面会者健康確認表ダウンロード
- 8) 個人防護具や消毒薬の在庫確認と確保
 CHECK! ふだんから在庫管理を適切に行いましょう
- 9) 情報共有・情報発信
 10) 職員のメンタルヘルスケア
 CHECK! 施設内では職員に正しい情報をタイムリーに伝えましょう

この冊子の使い方
 社会福祉施設等で、新型コロナウイルス感染症の陽性者もしくは疑いのある方が発生した時の対応をまとめたものです。
 事前に内容を確認し、もしもの時に職員全員が動けるよう、シミュレーションしておきましょう。

手指衛生 (手洗いと手指消毒)

動画でチェック! →



● 手洗い



- 石けんで10秒もみ洗い後、流水で15秒すすぎます。
- 目に入ると汚れる時は必ず石けんと水で、それ以外は手指消毒薬による手指消毒、石けんと水による手洗いのどちらでも良いです。
- 手洗い場は清潔にし、乾燥させます。水がはねやすいので、手指消毒薬などを置かないようにしましょう。

● 手指消毒



- ① 手指消毒薬を手ひらに取る
 - ② たまたま手指消毒薬に指先をつけて手のひらにすりつける
 - ③ 手のひらを消毒
 - ④ 両手の指の間をこすりつけ消毒
 - ⑤ 手の甲を消毒
 - ⑥ 指の間も消毒
- CHECK!** 手指消毒薬は、自分の手全体に行き渡る量を使用しましょう (約2-3ml)
- NG!** 手指消毒薬や石けん液の継ぎ足しは厳禁です。容器を洗って乾燥させてから入れましょう



- 手が荒れると汚れが落ちにくくなりますので、手のケアもしましょう。
- 日ごろから食事介助や排泄介助、清掃の前後などのタイミングで手洗いや手指消毒を習慣にしましょう。

個人防護具 (PPE) の着脱

動画でチェック! →



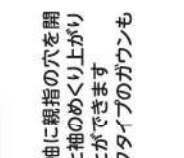
必要な個人防護具

- 長袖ガウン
- マスク
- キャップ
- フェイスシールド等*
- 手袋

- CHECK!** 手袋は、着けるときは最後に、脱ぐときは最初に外します
- CHECK!** フェイスシールドやゴーグル等を再利用することがあります。再利用する場合は、新型コロナウイルスに効果のある消毒薬で全体を消毒してから使用しましょう
- *フェイスシールド等とは、フェイスシールド、ゴーグル又はアイシールドのいずれかです。

● 個人防護具の脱ぎ方

一着と腰のひもが、簡単にちぎれるタイプのプラスチックガウンの場合



CHECK! 腕が露出しないようにガウンの上から手袋を重ねます

CHECK! ガウンの袖に親指の穴を開けて通すと袖のめくり上がりを防ぐことができます

CHECK! 親指フックタイプのガウンもあります

1. 手袋を脱ぐ

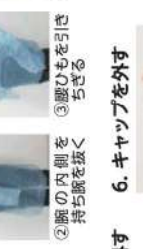


2. 手指消毒

3. 長袖ガウンを脱ぐ



4. 手指消毒



5. フェイスシールドを外す



6. キャップを外す



7. マスクを外す

ゾーニング

陽性者とそれ以外の利用者・職員との動線が重ならないようにゾーニングしましょう。

レッドゾーン	新型コロナウイルス感染症の陽性者が入室されていて、コロナウイルスで汚染されている場所 (常に個人防護員を着用)
イエローゾーン	個人防護員を脱ぐ場所
グリーンゾーン	コロナウイルスで汚染されていない場所 (個人防護員を着用していない場所)

●一人の陽性者を個室隔離する場合



CHECK! 個室がない場合は、あらかじめ隔離できる部屋を準備します

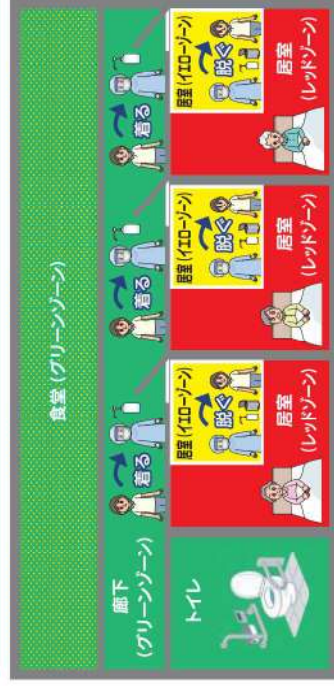


CHECK! 各ゾーンをカラーテープで区切ります



NG! ビニールカーテンなどで覆う必要はありません

●複数の感染者が出た場合 (室内に留まることが可能な場合)



CHECK!

居室内にトイレがないときは、ポータブルトイレを設置します

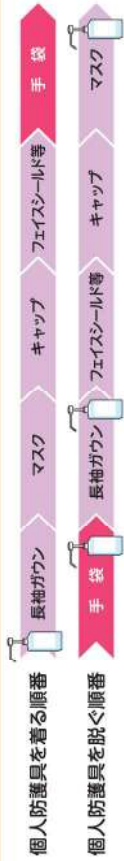
*ポータブルトイレも設置できないときの対応は、P.11「トイレ」を参照



- 個人防護員はグリーンゾーンで着用してイエローゾーンで脱ぐのが原則です。
- レッドゾーンはできるだけ狭く設定し、陽性者が増えれば拡大していきます。
- 陽性者は居室外に出ないのが原則です。食事も居室で食べてもらいましょう。入浴は控え、清拭します。



ポスター形式でダウンロード



●個人防護具の脱ぎ方 一着と腰のひもが、ちぎれないタイプの不織布ガウンの場合

CHECK! ひもは必ず後ろで結びます

CHECK! 腕が露出しないようにガウンの上から手袋を重ねます

手袋の脱ぎ方 P.3 参照

5. フェイスシールドを外す } P.3 参照
6. キャップを外す }
7. マスクを外す } 5〜7では表面にふれないように注意して外します



- 個人防護具は、脱衣時にウイルスに触れないよう正しい脱ぎ方と順番を守りましょう。可能な場合は二人一組で、お互いに確認しあいながら行いましょう。
- 誤って「汚染している面に手が触れた」と感じた時は、あわてず、その都度手指消毒をします。一つの個人防護具を脱ぐたびに手指消毒をする方法もあります。



グリーンゾーン・イエローゾーンに置いておくもの

●複数名の陽性者が出て個室がない場合



●ふだんから、取組みましょう

陽性者発生前に準備しておくこと

- ・フロー図
- ・ゾーンのシミュレーション
- ・職員の役割分担を決めておく など

実際に動けるか
みんなで
練習しましょう
*見直しも大切です!

●グリーンゾーン



CHECK!

必要なものをまとめて、引き出しに収納しておくとう便利です



CHECK!

グリーンゾーンに鏡を置いて、個人防護具がきちんと着用できているかチェックしましょう



●イエローゾーン



CHECK!

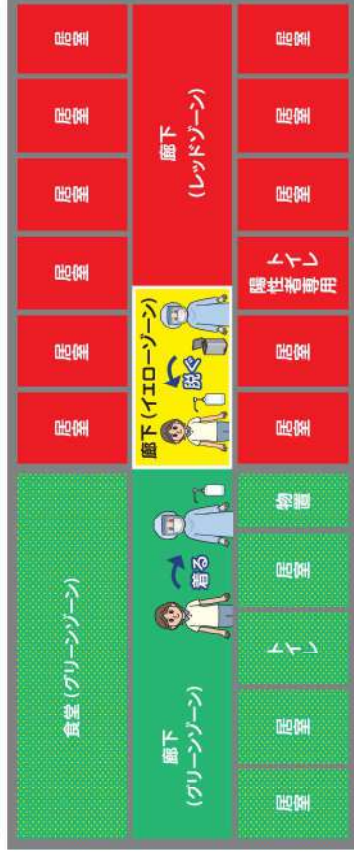
ゴミ袋は、フェイスシールド等の再利用時の保管や陽性者の着替え等を持ち出す際に便利です

CHECK!

イエローゾーンに手指消毒薬を置かないときは、入室のために持ち込み、個人防護具を脱ぐ際に使用できるようにしましょう

面倒でも忘れずに!

●複数名の陽性者が出た場合 (室内に留まることができない場合：エリアごととレッドゾーンにしたケース)



CHECK!

グリーンゾーンとレッドゾーンは床にカラーテープを貼り付け境界の目安としますが、陽性者がグリーンゾーンに出てしまう場合、パーテーション等を設置する工夫もあります

CHECK!

エリアごととレッドゾーンにした場合は、陽性者はエリア内を行き来することができません

CHECK!

トイレは、レッドゾーンのエリア内にすることが望ましいです



●レッドゾーンでは、職員の休憩室を作らない、職員は飲食をしない、私物を持ち込まないようにしましょう。



●ゴミ箱の蓋の開閉で手が汚染されるのを防ぐため、ゴミ箱は足ふみ式にしましょう。
●個人防護具の脱衣時に正しい脱ぎ方と順番を確認できるよう、順序等を示した写真やイラストなどをイエローゾーンに掲示しておきましょう (P.3~4「個人防護具 (PPE) の着脱」参照)。

新型コロナウイルスに有効な消毒薬

消毒薬は正しい濃度と使い方が重要です。保管方法も確認しましょう。

■方法	■濃度 製品の説明書を確認	■適しているもの	■適さないもの	■使い方・保管方法 製品の説明書を確認
熱水	80℃の熱水に10分間 ※やけどに注意	手指	手指	—
塩素系漂白剤 (次亜塩素酸ナトリウム)	濃度0.05%	金属製のもの、手指 (肌や目につかない ように注意)	金属製のもの、手指 (肌や目につかない ように注意)	・消毒後に水拭きを ・希釈液は透光の容 器に入れます
アルコール	濃度70%以上95% 以下のエタノール	手指(医薬品・医薬 部外品) テーブル、 ドアノブなど	手指(医薬品・医薬 部外品) テーブル、 ドアノブなど	・手指はP.2「手指 消毒」参照 ・物は拭き取り
界面活性剤入りの洗剤 住宅・家具用洗剤 台所用洗剤 など	製品の説明書に記載 の濃度	台所用洗剤を使う場 合は、家具などの塗 装面、布・木などの 水がしみこむ場所や 材質など	台所用洗剤を使う場 合は、家具などの塗 装面、布・木などの 水がしみこむ場所や 材質など	・住宅・家具用洗剤は 製品の記載通りに ・台所用洗剤は希釈 して拭き取り、そ の後に水拭き
次亜塩素酸水	濃度80ppm以上	—	—	・消毒したいものの 表面をヒタヒタに 濡らし、20秒以上 おいて拭き取り ・希釈液は透光の容 器に入れます

(参考) 新型コロナウイルスの消毒・殺菌方法について (厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ)



NGI

消毒薬の空間噴霧は、健康に
有害となりうる可能性があり、
推奨されていません

CHECKI

水がはねると不潔になるので、消毒薬は
水回りに置かないようにしましょう



POINT!

- 消毒薬に応じた濃度・使用方法等を確認しましょう。
- 消毒薬を希釈する場合、その都度使い切るのが基本です。少なくとも1日1回は作り直しましょう。
- 消毒薬は冷暗所に保管します。
- 消毒薬の継ぎ足しはやめましょう。容器は空にして洗浄・乾燥させてから新しい液を入れましょう。

消毒・清掃

動画でチェック! →



消毒・清掃は、人がよく触れるところを念入りに拭きましよう。



よく触れるところ

- ・テーブル(表面と裏面以外の手が触れる部分)
- ・ドアノブ
- ・電気のスイッチ
- ・椅子の背もたれ
- ・手すり
- など

CHECKI

消毒・清掃は、拭き掃除が基本です
スプレーでは消毒薬が「点」でつくだけで、「面」を消毒できません
汚れがある場合は、消毒・清掃の前に汚れの部分を取り除きます

CHECKI

消毒・清掃の順番を守りましよう
・きれいなところ → 汚いところ
・高いところ → 低いところ

〈トイレ清掃の例〉



〈ベッド清掃の例〉



- ①スイッチ、
ペーパーホルダー
- ②手すり
- ③便器
- ④床

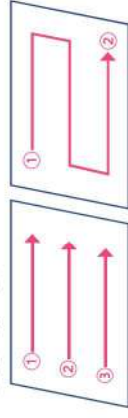
CHECKI

ドアノブ、手すりなど握って使うものは、
握りながら拭きます



CHECKI

一方向に拭き取りましよう



CHECKI

ぞうさん、モップな
どの布製の道具は、
汚れが目立つ、臭い
が気になるときには
新しく取り換えま
しよう



CHECKI

ペーパータオルや環境クロスなどの使い捨ての
ものは、道具を洗浄する時間が省け、清潔に
使用できます

POINT!



- 消毒・清掃のポイントは、①場所、②方法、③道具です。
- ①「人がよく触れるところ」を、②「拭き掃除」で、③「清潔な道具」で行いましよう。

洗濯

リネンや衣類は、いつも通りの洗剤を使い、洗濯機で洗います。

- <準備>
 ① 陽性者の洗濯物をビニール袋に入れてレッドゾーンから持出す
 ② 洗濯物の袋を洗濯機の中で開けて洗濯スタート
 ③ 手指消毒
 ④ 洗濯機のスイッチなど、手の触れた部分を消毒・清掃
 ⑤ 洗濯物を取り出し乾燥させる

CHECK! 洗剤（界面活性剤）により洗濯物のウイルスは除去されています

- POINT!**
- 他の利用者の洗濯物と必ずしも分ける必要はありません。
 - 洗濯機に入れる前の衣類等の消毒は不要です。洗濯後の洗濯槽の消毒も不要です。
 - レッドゾーンから洗濯機までの運搬時はビニール袋に密閉し、ウイルスが他につかないようにしましょう。

食器

食器類は、残飯も含めてビニール袋に密閉して、レッドゾーンから持出します。

CHECK! 食器洗淨乾燥機を使用する場合は、他の食器と一緒に洗淨できます

CHECK! 手洗いの場合は、他の食器とは別に、最後に洗淨します

- ① 食器のセット完了後、手指消毒をする

- ② スイッチなど手の触れた部分を消毒・清掃

- ① シンクの中でビニール袋を開けて、食器を取り出す

- ② 使い捨てのタオルやガーゼ等に洗剤をつけて洗淨

- ③ 食器の洗淨後、シンク内や水がはねた場所など周辺を消毒・清掃

- ④ 食器を運んだ人・洗った人は、手指消毒をする

CHECK! 使い捨て容器を使用し、毎回、廃棄する方法もあります。廃棄方法は、P.12「ゴミの処理」を参照

- POINT!**
- レッドゾーンからの食器の持ち出しの方法や動線などはあらかじめ施設で検討し、実際にどのような流れになるのか試してみましょう。

トイレ

陽性者もしくは疑いのある利用者のトイレは、専用になります。

●ポータブルトイレを使用する場合

CHECK! レッドゾーン内にトイレがない場合、居室でのポータブルトイレの設置を検討します



<使用後のポータブルトイレの洗淨> *2名で対応します

- ① Aさんはグリーンゾーンで待機
- ② AさんからBさんにバケツを渡す
- ③ Bさんはグリーンゾーンでバケツを洗う
- ④ 個人防護具を外して手指消毒
- ⑤ AさんからBさんに洗淨後のバケツを渡す
- ⑥ Bケツをポータブルトイレにもどす

CHECK!

ポータブルトイレのバケツの中に、ビニール袋を複数枚かぶせて、その中にペットシートなどの吸収シートを入れる（使用後は廃棄）などの工夫があります。交換したおむつやポータブルトイレで使用したペットシートなどは、ビニール袋に入れて封をし、密閉します（P.12「ゴミの処理」参照）

●共用のトイレを使用する場合

- ・居室からの移動やトイレを使用するときに、他の利用者と接触しないように注意します
- ・使用する個室ブースをあらかじめ決めておきます



- ① トイレ内に他の利用者がいないことを確認

- ② 陽性者はマスクを着用し、手指消毒をしてから、室外に出る

- ③ 職員は個人防護具を着用し、トイレまで誘導

- ④ 使用後は、陽性者を居室へ誘導

- ⑤ 陽性者が触れた部分（手すりなど）を消毒・清掃



- 排泄物の中には、新型コロナウイルスがたぐざん含まれています。
- 排泄の介助をするときは、排泄物に直接触れなくても、必ず個人防護具を着用します。



入浴

入浴は控え、しばらくは清拭で対応しましょう。
陽性者の体調が良く入浴ができる場合は、他の利用者と接触しないよう、十分配慮しながら行いましょう。

● 共用の浴室を使用する場合

CHECK! 居室からの移動や浴室を使用するときに、他の利用者と接触しないように注意します



- 界面活性剤が含まれた浴室用洗剤で、消毒・清掃ができます。
- 浴室の使用後は、換気を徹底しましょう。
- ふだんから、浴室使用後は水分をふき取り、乾燥させましょう。

ゴミの処理

陽性者もしくは疑いのある利用者の居室から出たゴミは、ビニール袋に入れて、しっかり封をして、廃棄しましょう。



- ゴミに消毒薬を直接振りかけけることは、ゴミ袋から液だれが生じる可能性もありません。
- ゴミに液体成分が多い場合には、新聞紙やペットシートをゴミ袋に入れて染み込ませるなど液だれしないよう工夫しましょう。

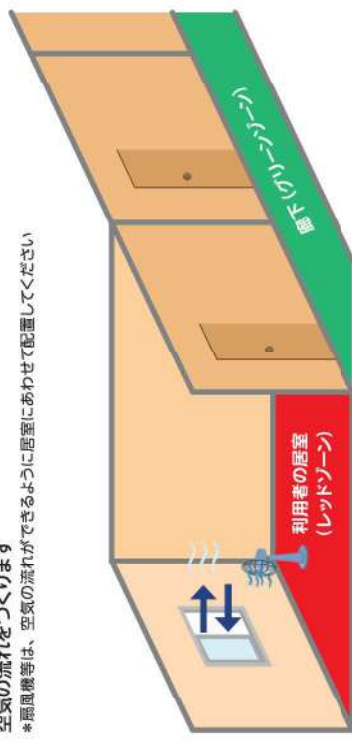
換気

陽性者もしくは疑いのある利用者の居室や共有スペースなどは、1～2時間ごとに窓を開けて5～10分程度の換気をしましょう。

● 窓がある場合

CHECK!

- ・二方向の窓を開け、対角線で通風できるようにします
- ・窓が一つしかない、空気がよどむ場所がある場合は、換気扇や扇風機を使って空気の流れをつくります
- ※扇風機等は、空気の流れができるように居室にあわせて配置してください



● 機械換気設備がある場合



CHECK!

換気のスイッチは、常に「入」にしておきます
空調設備のフィルターの清掃を定期的に実施しましょう



- 空気清浄機だけでは換気はできません。必ず外気を取り込み、換気をしましょう。
- 窓を開けるだけでは換気になりません。部屋の空気がすべて外気と入れ替わるよう心がけましょう。

濃厚接触者への対応

濃厚接触の可能性を把握し、速やかに対応しましょう。

CHECK1 濃厚接触者の調査・特定は、原則、所轄の保健所が行います
保健所の指示に従ってください
*感染拡大の状況により、変更される可能性があります

CHECK2 感染拡大を防ぐために濃厚接触の可能性が高いと判断した場合、先行して対応を進めましょう

利用者の場合

濃厚接触者と特定

個室に隔離
陽性者と同様の感染対策を実施



職員の場合

濃厚接触者と特定

自宅待機



NG1 濃厚接触者同士は同じ部屋で隔離してはいけません

濃厚接触の可能性

陽性者の感染可能期間中^(※)に

- ・適切な感染防護なしに陽性者を診察、看護若しくは介護していた者(例：医療従事者・介護職など)
- ・陽性者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者(例：医療従事者・介護職など)
- ・車内等で長時間(1時間以上)の接触があった者
- ・手で触れることの出来る距離(目安として1メートル)で、マスクなしで15分以上話しをした者のいずれかを満たす方は濃厚接触となる可能性があります

(※) 陽性者が有症状の場合は発症2日前から、無症状の場合は検体採取日の2日前の接触から療養終了日まで

ふだんから、取組みましょう

CHECK1 新型コロナウイルスは目、鼻、口から感染します

利用者がマスクを外しているときの身体介護などでは、職員は、マスクとともに、アイシールド、ゴーグル、フェイスシールドなどで眼を保護することが重要です

	職員	利用者	職員	利用者
マスク	あり	あり	あり	なし
フェイスシールド等	なし	なし	あり	なし

(参考) (一社)日本環境感染学会/医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド第4版



- 検査結果が陰性であっても濃厚接触者と特定されたら、一定期間の隔離や自宅待機等が必要です。
- 濃厚接触者としての隔離期間が終了すれば、利用者の隔離解除時や職員の職場復帰時の検査は必要ありません。

お役立ち情報

内容 掲載ページ

■ 大阪府/
社会福祉施設等向け
新型コロナウイルス感染症対応 早わかりアプリック
資料集 (様式例)



この冊子のダウンロードの他、動画、資料集(様式例)などを掲載しています。

資料集 (様式例)

□ 発生時やることリスト対応表



P.11 新型コロナウイルス感染症発生時のやることリスト) に応じて、業務の担当者をお知らせください。

□ 職員用健康チェック表



職員の健康管理の記録の参考例です。

□ 面会者健康確認表



面会に来られた方へ健康状況を確認するための参考例です。

□ 個人防護具 (PPE) の着脱ポスター



イエローゾーンなど必要な場所に掲出しておきましょう。

■ 大阪府/
社会福祉施設等における
新型コロナウイルス感染症対策



大阪府で実施した研修の資料やFAQなどお役立ち情報を掲載しています。

■ 新型コロナウイルスに有効な消毒薬

□ 厚生労働省/
新型コロナウイルスの
消毒・除菌方法について



新型コロナウイルスの消毒方法等の情報がまとめられています。

□ 厚生労働省/
新型コロナウイルス対策
身のまわりを清潔にしましょう



有効な消毒薬や次亜塩素酸ナトリウムの希釈方法などを紹介しています。

□ 経済産業省/
ご家庭にある洗剤を使って
身近な物の消毒をしましょう



界面活性剤の種類や台所用洗剤等を使っての消毒方法を紹介します。

■ 濃厚接触者

□ 濃厚接触者等について



濃厚接触者等に関する情報をまとめています。

この冊子は、令和4年1月時点の情報に基づき、公益社団法人大阪府看護協会の監修により作成しました。



株式会社地域福祉推進協議会
〒105-8565 東京都港区有明1-10-1
TEL 03(5541)0381 FAX 03(5541)6581
メールアドレス: chikufukushikaisai@box.peel.osaka.jp

新型コロナウイルス感染症発生時やることリスト対応表

※P1「新型コロナウイルス感染症発生時のやることリスト」と併せて使用してください。

※必要に応じて、内容や項目を追加してください。

チェック欄	項目		担当者（日中）	担当者（夜間）
	内容	連絡先		
1) 必要な人や機関に報告				
	施設長（●●長）へ連絡			
	施設内で情報共有			
	家族への連絡			
	嘱託医、協力医療機関へ連絡			
	指定権者への連絡			
2) 疑い者への対応				
	隔離準備（個室等の確保、ゾーニング設定）			
	対応職員選定			
	対応職員への確認			
	必要な物品等の確保（PPE等セット、ゴミ箱など）			
	個室への移動			
3) 受診（往診）、検査（検体採取）				
	嘱託医、協力医療機関との連絡窓口			
4) 体調不良者の有無の確認				
	入所者の体調把握、とりまとめ			
	職員の体調把握、とりまとめ			
5) 保健所との連携				
	保健所との連絡担当			
	陽性者の行動調査（日誌・記録等の確認）			
	濃厚接触者 候補のリストアップ			
6) 濃厚接触者対応				
	入所者の場合：（必要に応じて）濃厚接触者の隔離、体調確認等			
	職員の場合：体調確認等（復帰めどの確認）			
7) 業務調整・職員確保				
	職員シフト表の作成（レッドゾーン/グリーンゾーン）			
8) 個人防護具、消毒薬の在庫確認と確保				
	在庫確認			
	購入（業者等への連絡）			

【 職 員 用 】 健 康 チ エ ッ ク 表

必要に応じて内容や項目を追加してください

所属【 】 氏名【 】

状態・症状の項目	/	(月)	℃	/	(火)	℃	/	(水)	℃	/	(木)	℃	/	(金)	℃	/	(土)	℃	/	(日)
体温	/	(月)	℃	/	(火)	℃	/	(水)	℃	/	(木)	℃	/	(金)	℃	/	(土)	℃	/	(日)
鼻水・鼻づまり	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし
咽頭痛	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし
咳	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし
息苦しさ	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし
全身倦怠感	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし
味覚障害・嗅覚障害	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし
頭痛	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし
嘔気・嘔吐	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし
下痢	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし
その他																				
家族・身近な人に上記の症状のある人はいませんか	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし

・この健康チェック表は 1 カ月間、施設内で保管します。

・発熱等**症状がある場合は、出動前に上司に報告・相談**しましょう。

面 会 者 健 康 確 認 表

必要に応じて内容や項目を追加してください

○面会にあたり、お手数ですが、健康状態についてご記入くださいますよう、ご協力お願いします。

日時	年 月 日	時 分～ 時 分
入所者氏名		
面会者氏名	続柄	住所
		電話番号

○体温をお知らせください。(発熱されている場合は、面会をお断りさせていただきます)

体温	℃
----	---

○この2週間で以下の症状がありましたか？(症状によっては面会をお断りさせていただく場合がございます)

せき	あり ・ なし
咽頭痛 (のどの痛み)	あり ・ なし
鼻水・鼻づまり	あり ・ なし
呼吸困難 (息が苦しい)	あり ・ なし
全身倦怠感 (体がだるい)	あり ・ なし
味覚障害・嗅覚障害	あり ・ なし
頭痛	あり ・ なし
嘔気・嘔吐	あり ・ なし
下痢	あり ・ なし
その他 (右に症状を記載ください)	

○以下の質問にお答えください。(面会をお断りさせていただく場合がございます)

過去14日以内に新型コロナウイルス感染症陽性とされた人との濃厚接触がある	あり ・ なし
同居家族や身近な人に感染が疑われる人がいる	あり ・ なし
過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者と濃厚接触がある	あり ・ なし

○以下の質問にお答えください。

新型コロナワクチンの接種歴	あり ・ なし
---------------	---------

高齢者施設等の従事者等への定期検査について



更新日：2023年4月3日

定期PCR検査の新規受付は終了しました。

★大阪府保健所管内の地域に所在する通所系・訪問系サービス事業所の定期検査については、抗原キットでの定期検査となります。

★現在定期PCR検査を実施いただいている事業所様には、抗原キット定期検査への移行について順次ご案内します。
※あらためての申込は不要です。

抗原キット定期検査については、[こちら](#)

※以下は令和5年3月31日までの内容となります。

お知らせ

78

■令和5年3月30日 定期PCR検査の新規受付は終了しました。NEW!

■令和4年5月10日 定期PCR検査を拡充します

- ・通所系サービス事業所に加え、訪問系サービス事業所も対象として実施します。(5月11日(水)より申込受付開始)
- ・2週間に1回の頻度を1週間に1回に変更します。(5月11日(水)より変更※)
- ※現在、定期PCR検査を実施している事業所は、5月11日以降の結果連絡時から変更

■令和4年4月14日 高齢者施設等(入所系・居住系)の従事者等への検査体制強化について(4月15日(金)より申込受付開始)

大阪府では、第6波においても高齢者入所施設等でのクラスターが多発したことから、入所者への感染防止のため、府内全ての入所系・居住系の高齢者施設等を対象とし、抗原定性検査キット(抗原キット)を活用した頻回な定期検査を実施することとしました。

高齢者施設等の従事者等への定期検査に関する概要

施設における新型コロナウイルス感染者の早期発見及び無症状感染者を原因とするクラスター発生を未然に防止する観点から、施設等の従事者等を対象に定期的に検査を実施しています。

施設種別	入所系・居住系施設 (施設併設通所系サービス・施設併設短期入所サービスを含む)	通所系・訪問系サービス事業所 (施設併設通所系サービス・施設併設短期入所サービスを除く)
対象地域	大阪府全域(政令市・中核市含む)	大阪府管轄(政令市・中核市除く)
対象者	無症状の従事者等 (常勤・非常勤・業者問わず)	無症状の従事者 (常勤・非常勤問わず) ※令和5年度より常勤・非常勤・業者問わず
検査方法	抗原定性検査(鼻腔ぬぐい液)	PCR検査(唾液) ※令和5年度より抗原定性検査
実施頻度	3日に1回	1週間に1回 ※令和5年度より3日に1回

1. 対象施設等及び対象者について

下記①及び②のいずれかに該当する施設の従事者等

① 入所系・居住系の高齢者施設等（政令市・中核市含む）

> 下記に該当する施設は、こちらをクリック

【対象施設】

大阪府全域（※）に所在する以下の施設

（※）政令市・中核市（大阪市・堺市・東大阪市・高槻市・豊中市・枚方市・八尾市・寝屋川市・吹田市）を含む大阪府内の全市町村

○高齢者施設等

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、
認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及び
サービス付き高齢者向け住宅
（併設通所サービス・併設短期入所サービスを含む）

○障がい者施設等

障がい者支援施設、共同生活援助事業所（グループホーム）、宿泊型自立訓練事業所、療養介護事業所
（併設通所サービス・併設短期入所サービスを含む）

○救護施設

【対象者】

上記対象施設の従事者及び出入り業者（無症状に限る）

※ 従事者は常勤、非常勤を問いません。

※ 出入り業者は、当該施設内に出入りする業者のうち、従事者や入所者と直接接触する機会がある者とし（宅配業者は対象外です）。

※ 定期PCR検査の新規受付は終了しました。

② 通所系・訪問系サービスの事業所（政令市・中核市除く）

> 下記に該当する事業所は、こちらをクリック

【対象事業所】

大阪府保健所管内の地域（※）に所在する以下の事業所

（※）政令市・中核市（大阪市・堺市・東大阪市・高槻市・豊中市・枚方市・八尾市・寝屋川市・吹田市）を除く大阪府内の市町村

80

○高齢者施設等

<通所系サービス事業所（施設併設通所サービス・施設併設短期入所サービスは除く）>

（介護給付）通所介護（地域密着型通所介護含む）、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）、短期入所生活介護、短期入所療養介護

（予防給付）介護予防通所リハビリテーション、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、
介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護

<訪問系サービス事業所>

（介護給付）訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護ステーション、訪問リハビリテーション（介護保険サービスを提供している事業所に限る。）、
福祉用具貸与、居宅療養管理指導（介護保険サービスを提供している事業所に限る。）、夜間対応型訪問介護、
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、特定福祉用具販売、居宅介護支援

（予防給付）介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与、
介護予防居宅療養管理指導、特定介護予防福祉用具販売、介護予防支援

○障がい者施設等

<通所系サービス事業所（施設併設通所サービス・施設併設短期入所サービスは除く）>

生活介護、短期入所、重度障がい者等包括支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、
就労継続支援（B型）

<訪問系サービス事業所>

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、自立生活援助、就労定着支援、地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援

【対象者】

上記対象施設の従事者（無症状に限る）

※ 従事者は常勤・非常勤を問いません。

2. FAQ・問い合わせについて

お問い合わせの前に、FAQをお読みください。

※ 政令市・中核市（大阪市・堺市・東大阪市・高槻市・豊中市・枚方市・八尾市・寝屋川市・吹田市）において、実施されている定期検査については、各市にお問い合わせください。

【定期検査に関するお問い合わせ先】

大阪府コールセンター

TEL：06-7166-9988 <開設時間：午前9時～午後6時（土日・祝日も対応）>

参考資料

感染疑い事例の早期把握と、把握した段階からの初動対応が重要です！

施設におけるクラスター発生事案を分析すると、早期に対応できた施設はいずれも「疑い事例発生時」から万々に備え、ゾーニングや従事者等の感染防護措置などの適切な対応を実施しています。

- 「社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症対策」 <http://www.pref.osaka.lg.jp/fukushisomu/kansentaisaku/index.html>
- 「社会福祉施設等向け新型コロナウイルス感染症対応早わかりブック」 https://www.pref.osaka.lg.jp/chiikifukushi/corona_book/index.html
- 「大阪府高齢者施設等クラスター対応強化チーム（OCRT）について」 <https://www.pref.osaka.lg.jp/iryu/osakakansensho/ocrt.html>

このページの作成所属

健康医療部 保健医療室感染症対策企画課 検査グループ



[1つ前のページに戻る](#)

[このページの先頭へ](#)

[ホーム](#) > [健康・医療](#) > [医療・医療費](#) > [大阪府感染症対策情報](#) > [高齢者施設等の従事者等への定期検査について](#)

[お問合せ](#) [ユニバーサルデザインについて](#) [個人情報の取り扱いについて](#) [このサイトのご利用について](#)

大阪府

（法人番号

4000020270008）

本庁

〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目

（代表電話）06-6941-

0351

咲洲庁舎

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16

（代表電話）06-6941-

0351

大阪府庁への行き方▶

© Copyright 2003-2023 Osaka Prefecture, All rights reserved.

高齢者施設等の従事者等への抗原キット定期検査について



更新日：2023年5月8日

抗原キット定期検査について

～目次～

- [申込から実績報告](#)
- [対象施設及び対象者について](#)
- [検査方法等](#)
- [配付する抗原キットについて](#)
- [申込について](#)
- [検査件数の報告について](#)
- [FAQ・問い合わせについて](#)

抗原キット定期検査の概要

1. 申込から検査実績報告



2. 対象施設及び対象者について

【対象施設】

<大阪府全域（※）に所在する以下の施設>

※ 政令市・中核市（大阪市・堺市・東大阪市・高槻市・豊中市・枚方市・八尾市・寝屋川市・吹田市）を含む大阪府内の全市町村

○ 高齢者施設等

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅（併設通所サービス・併設短期入所サービスを含む）

○ 障がい者施設等

障がい者支援施設、共同生活援助事業所（グループホーム）、宿泊型自立訓練事業所、療養介護事業所（併設通所サービス・併設短期入所サービスを含む）

○ 救護施設



【対象者】

上記対象施設の従事者及び出入り業者、新規入所者（すべて無症状者に限る）

※ 従事者は常勤、非常勤を問いません。

※ 出入り業者は、当該施設に出入りする業者のうち、従事者や入所者と直接接する機会がある者となります（宅配業者は対象外です）

3. 検査方法等

- 検査方法： **抗原定性検査**（鼻腔ぬぐい液の自己採取により検査を実施）
- 検査頻度： **3日に1回**（出入り業者はその都度）

■ **検査件数の報告**：実績報告フォームより実績報告（「[6. 検査件数の報告について](#)」を参照）

<留意事項>

- ・抗原定性検査の実施にあたっては、「抗原キット取扱説明書」及び「医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン」を確認し、適切に対応してください。
- > [医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン \[PDFファイル/2.75MB\]](#)
- ・抗原キットの使用法・判定方法を自己学習するとともに、陽性判明時の対応について、協力医療機関との調整など、事前に取り決めておくをお願いします。
- ・検査にあたっては、本人の受検同意を得てください。
- ・従事者について、入館時に入所者と接触しない場所で検査を実施し、結果が判明するまでの間（15分程度）、受検者は入所者と接しない業務（作業）に従事させる等の配慮をお願いします。
- ・出入り業者は、原則毎回検査の対象となりますが、検査当日に別事業所で検査受検済（陰性）の場合には、当該事業所での入館時の口頭確認により受検不要とします。
- ・抗原定性検査は、検体中のウイルス量が少ない場合は、感染していても陰性と判定される場合があるため、結果が陰性であっても感染予防の継続を徹底してください。

4. 配付する抗原キットについて

※ 配付した抗原キットは、原則、定期検査以外に使用することはできません。

■ **1回あたりの抗原キットの配送数**：申込のあった従事者数に応じ、**10回分（約1か月分）をまとめて配送**します。

- ※ 抗原キットは**50個単位で配送**されます。（端数は切り上げ）
- ※ 事業所単位でのお申込みとなり、個人でのお申込みはできません。

（例）事業所の従事者等が11人の場合

10回分で110個となりますが、50個単位であるため、切り上げて150個を配送します。

■ **配送日時**

※ 申込状況により、遅れが生じる可能性があります。ご了承ください。

（初回）申込日から**概ね1週間程度で届く予定**です。

（2回目以降）抗原キット数の実績報告に応じ、約1か月ごとに定期配送します。

※ 2回目以降の申込は不要です。

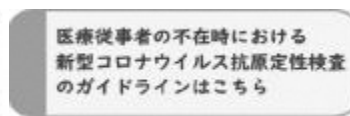
■ **抗原キットの製品** ※製品の指定はできません。

下表のいずれかの製品となります。

※ 抗原キットは、直射日光や高温多湿の場所を避け、2～30℃で保管してください。

※ 外箱に一部変形等ありますが、検査は通常どおり行って頂けます。

製品名	GLINE-2019-nCoV Agキット	SARS-CoV-2 ラピッド抗原テスト
製造販売元	株式会社 医学微生物学研究所 (MBL)	ロシユ・ダイアグノスティックス株式会社
測定時間	15～20分	15～30分
検体	鼻腔ぬぐい液	鼻腔ぬぐい液
使用期限	抗原キットの外箱に記載 ※有効期間の変更承認に伴い、外箱に記載されている日付と実際の使用期限が異なる場合があります。 詳細は こちらをクリック(外部サイトを別ウィンドウで開きます)	抗原キットの外箱に記載
1箱あたりのキット数	1回分	5回分
内容物	こちらをクリック [PDFファイル/388KB]	こちらをクリック [PDFファイル/382KB]
製品情報のホームページ	こちらをクリック(外部サイトを別ウィンドウで開きます)	こちらをクリック(外部サイトを別ウィンドウで開きます)
取扱い説明書	操作ガイド [PDFファイル/1.64MB]	簡易取扱説明書(外部サイト)
使用方法の動画	こちらをクリック(外部サイトを別ウィンドウで開きます)	こちらをクリック(外部サイトを別ウィンドウで開きます)



5. 申込について

初回申込をされる事業所は、下記申込フォームよりお申込みください。（ボタンをクリック）

※ 検査申込は施設の窓口担当者にてまとめて行ってください。

■ **抗原キット定期検査** [新規申込マニュアル \[PDFファイル/922KB\]](#)

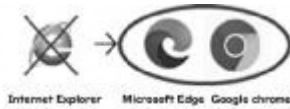
■ **新規申込に関するお問い合わせ先**

大阪府コールセンター

TEL：06-7178-3567 <開設時間：午前8時～午後9時（土日・祝日も対応）>

※ 申込フォームの使用可能なブラウザは「Microsoft Edge」、「Google chrome」、「Firefox」、「Safari」です。

「Internet Explorer」では正常に作動しませんのでご注意ください。



⇒ 抗原キット定期検査の
申込フォームはこちら (初回のみ)

6. 検査件数の報告について

検査実施後は、実績報告フォームにより、大阪府への実績報告が必要です。
※実績報告に基づき、次回の抗原キット配送数を決定しますので、確実にご報告ください。

■ 報告期限

結果が判明した際にその都度、受検者ご自身によるご報告をお願いします。
(事業所の担当者(管理者)がまとめて代理での実績報告を行う場合は、検査を実施した翌日の13時まで)

■ 報告内容

受検者の属性、検査日、検査結果

■ 実績報告マニュアル

[抗原キット定期検査 実績報告マニュアル \[PDFファイル/907KB\]](#)

※ 実績報告フォームの使用可能なブラウザは「Microsoft Edge」、「Google chrome」、「Firefox」、「Safari」です。
「Internet Explorer」では正常に作動しませんのでご注意ください。



実績報告フォーム及び管理サイトのURLは以下となりますので、こちらより実績報告をお願い致します。

《受検者向け》
⇒ 抗原キット定期検査の
実績報告フォームはこちら

《管理者向け》
⇒ 抗原キット定期検査の
実績報告管理サイトはこちら

FAQ・問い合わせについて

お問い合わせの前に、FAQをお読みください。

※ 政令市・中核市(大阪市・堺市・東大阪市・高槻市・豊中市・枚方市・八尾市・寝屋川市・吹田市)において、実施されている定期検査については、各市にお問い合わせください。

定期検査のFAQはこちら

【抗原キット定期検査に関するお問い合わせ先】

大阪府コールセンター

TEL: 06-7178-3567 <開設時間: 午前8時~午後9時(土日・祝日も対応)>

【抗原キットの製品に関するお問い合わせ先】

・GLINE-2019-nCoV Agキットに関するお問い合わせ

株式会社 医学生物学研究所 (MBL)

TEL: 0120-531-231 <開設時間: 午前9時~午後5時(土日・祝日・年末年始(12月29日~1月3日)を除く)>

・SARS-CoV-2 ラピッド抗原テストに関するお問い合わせ

>使用方法について

ロシユ・ダイアグノスティクス株式会社

TEL: 0120-600-152 <開設時間: 午前8時30分~午後6時(土日・祝日・年末年始(12月29日~1月3日)を除く)>

>>前のページに戻る
(定期検査のトップページへ移動)

このページの作成所属
健康医療部 保健医療室感染症対策企画課 検査グループ



[1つ前のページに戻る](#)

[このページの先頭へ](#)

[ホーム](#) > [健康・医療](#) > [医療・医療費](#) > [大阪府感染症対策情報](#) > [高齢者施設等の従事者等への抗原キット定期検査について](#)

[お問合せ](#) [ユニバーサルデザインについて](#) [個人情報の取り扱いについて](#) [このサイトのご利用について](#)

大阪府
(法人番号
4000020270008)

本庁 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 (代表電話) 06-6941-0351
咲洲庁舎 〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 (代表電話) 06-6941-0351

[大阪府庁への行き方](#)




© Copyright 2003-2023 Osaka Prefecture, All rights reserved.

介護現場における感染対策の手引きについては
以下の厚生労働省HPに掲載されていますのでご確認ください。
(HPリンク)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめ ページ

事務連絡等更新状況

- ▶ [PDF \(令和5年1月31日\) 介護現場における感染対策の手引き\(第2版\) \[PDF形式: 11.8MB\]](#) 
- ▶ [PDF \(令和5年2月2日\) 「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」を一部改訂しました \[PDF形式: 3.4MB\]](#) 
- ▶ [PDF \(令和3年8月18日\) 「介護現場における感染対策の手引き\(第2版\)」を一部改訂しました \[PDF形式: 13.1MB\]](#) 
- ▶ [\(令和3年3月24日\) 新型コロナウイルス感染症に対応する介護施設等の職員のためのサポートガイド等について](#)
- ▶ [\(令和3年3月22日\) 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて\(第19報\)](#)
- ▶ [\(令和3年3月9日\) 介護現場における感染対策の手引き\(第2版\)等について](#)
- ▶ [\(令和3年3月9日\) 介護施設・事業所等における新型コロナウイルス感染症対応等に係る事例の共有について](#)

介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等については、以下の厚生労働省HPに掲載されていますのでご確認ください。

(HPリンク)

[介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](#)

(厚生労働省HP)

介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ

事務連絡等更新状況

- [【令和5年1月31日】介護現場における感染対策の手引き（第2版）【PDF形式：11.8MB】](#)
- [【令和5年2月2日】【介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン】を一部改訂しました【PDF形式：3.4MB】](#)
- [【令和3年8月18日】【介護現場における感染対策の手引き（第2版）】を一部改訂しました【PDF形式：13.1MB】](#)
- [【令和3年3月24日】新型コロナウイルス感染症に対応する介護施設等の職員のためのサポートガイド等について](#)
- [【令和3年3月22日】新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第19期）](#)
- [【令和3年3月9日】介護現場における感染対策の手引き（第2版）等について](#)
- [【令和3年3月9日】介護施設・事業所等における新型コロナウイルス感染症対応に係る要例の共有について](#)
- [【令和3年3月5日】感染患者の介護施設における適切な受入等について（一部改正）](#)

介護事業所等向けの情報



感染拡大防止に関する事項

[施設内での具体的な感染対策について](#)
[介護老人保健施設等でやむを得ず一時的に入所継続を行う場合の留意事項について](#)
[感染症発生時に備えた応援体制構築や施設における事務準備について](#)



人員、運営基準等の臨時的な取扱いや衛生用品の確保に関する事項

[人員基準等の臨時的な取扱いについて整理したページ](#)
[運送系サービスの再開の取扱いについて](#)



介護施設等の職員のためのサポートガイドなど

[【新型コロナウイルス感染症に対応する介護施設等の職員のためのサポートガイド【PDF形式：2.6MB】](#)

[リーフレット【PDF形式：927KB】](#)

[施設内感染対策のための自主点検のポイント等について](#)

[施設における自主点検の実施状況について](#)

[疫流行時における高齢者施設での施設内感染発生時の対応点検について](#)

[介護職員にもわかりやすい感染対策の動画をまとめたページはこちら](#)

[介護報酬サービス向けの感染対策研修はこちら](#)

[自治体における取組紹介はこちら](#)

[その他、感染拡大防止に関する重要連絡はこちら](#)

[その他、人員、施設・設備及び運営基準等の随時的な取組に関する重要連絡はこちら](#)

[介護施設への布製マスクの配布希望の申出等について](#)

[衛生・防護用品の輸送府県等における備蓄や体制整備について](#)



[その他、衛生用品の確保に関する重要連絡はこちら](#)

[【経産部】（特選）新型コロナウイルス感染症に対応する介護施設等の職員のためのサポートガイド](#)

[【経産部】（特選）新型コロナウイルス感染症に対応する介護施設等の職員のためのサポートガイド](#)

介護施設・事業所における
業務継続ガイドライン

[BCPに関するひな形・研修動画等はこちら](#)

 [新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン【PDF形式：3.4MB】](#) 

 [自然災害発生時の業務継続ガイドライン【PDF形式：8.7MB】](#) 

[ツール集・ひな形研修動画](#)

[令和4年度BCP対応研修のお知らせ](#)



[通いの場等に関する事項](#)

[「地域がいまいま」集まろう！通いの場！特設Webサイト](#)

[「介護界」！地域づくり動画」](#)



[通いの場などの取組を支援するための動画集](#)

[外出自粛時の認知症カフェ経営に向けた手引（認知症カフェ運営書向け）](#)



[介護現場における感染対策の手引きなど](#)



 [介護現場における感染対策の手引き【PDF形式：11.8MB】](#) 

 [介護職員のための感染対策マニュアル（施設系）【PDF形式：4.2MB】](#) 

 [介護職員のための感染対策マニュアル（通所系）【PDF形式：4.7MB】](#) 

[令和4年度BCP策定研修
\(二次研修\)のお知らせ](#)

[外出自粛時の認知症カ
フェ館館に向けた手引
\(認知症カフェ参加者
\(本人・家族\)向け\)](#)

 [介護職員のための感
染対策マニュアル\(防
菌系\) \[PDF形式:3.5
MB\]](#) 

 [感染対策備及リーフ
レット \[PDF形式:2.5
MB\]](#) 

その他に関する事項

介護施設等に対する感染について示したものは[こちら](#)

介護予防・見守り等の取組例について示したものは[こちら](#)

その他の事項に関する重要連絡は[こちら](#)



PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、[こちらからダウンロードしてください。](#)

事務連絡
令和5年5月1日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主幹部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局 高齢者支援課
厚生労働省老健局 認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局 老人保健課

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月17日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）等別紙1に掲げる一連の事務連絡（以下「コロナ特例事務連絡」という。なお、本事務連絡における、各コロナ特例事務連絡の呼称は別紙1を参照すること。）でお示ししているところである。

今回、コロナ特例事務連絡における人員基準等の臨時的な取扱いについて、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）上の位置づけの変更後（令和5年5月8日以降）においては、下記のとおりに分類された対応によりそれぞれ取り扱うこととしたので（一覧は別紙2参照）、その取扱いに遺漏のないよう、貴管内市町村、介護サービス事業所等に対し周知徹底を図られたい。

なお、下記の取扱いについては、位置づけ変更後の状況等を踏まえて見直しを行う場合があることを承知されたい。

記

- 1 利用者や従事者等において新型コロナ感染者が発生した際にも、安定的にサービス提供を行うための臨時的な取扱いや、ワクチン接種の促進のための臨時的な取扱いについては、当面の間継続する。

2 引き続き感染対策を行いながら必要なサービスを提供する観点及び新型コロナの位置づけ変更やオンラインによる研修環境の改善等を踏まえ、より合理的な取扱いに見直すことが適当なものについては、以下の通りの見直しを行った上で臨時的な取扱いを継続する。

2-（1） 人員基準等の緩和に係る臨時的な取扱いについては、利用者や従事者（同居する家族を含む）に新型コロナ感染者（又はその疑いがある者）が発生した場合において、柔軟な取扱いを継続する。

2-（2） 研修に係る臨時的な取扱いについては、実習・実地研修に限り、新型コロナの影響により未受講の場合に、基準違反・減算としない取扱いを継続する。

3 新型コロナの感染症法上の位置づけ変更に伴い、各種制限が緩和されることを踏まえ、臨時的な取扱いがなくても必要なサービスを提供することが可能と考えられるものについては、当該臨時的な取扱いを令和5年5月7日をもって終了する。

※位置づけ変更前に既に取扱いを終了しているものを含む

※コロナ特例事務連絡としては終了するが、他の事務連絡等により従前と同様の取扱いが可能であるものを含む

以上が位置づけ変更後における対応となるが、介護保険事業の健全かつ円滑な運営のため、当面の間継続する又は必要な見直しを行った上で継続する臨時的な取扱いの適用は、新型コロナ感染者（又はその疑いがある者）の発生やサービスの継続に必要な新型コロナの感染対策の実施等により、通常必要なサービスの提供に影響があった場合に厳に限るよう留意するとともに、各介護サービス事業所等において適切な運用がなされるよう、貴担当主幹部（局）において十分な監督を行うこと。

以上

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて

※別紙1については、容量が大きいため下記 URL をご参照ください。

(参照 URL)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001093400.pdf>

位置づけ変更後におけるコロナ特例事務連絡の取扱い整理表 (R5.05.01)

	継続	一部修正 (基準等)	一部修正 (研修)	終了
	1	2 - (1)	2 - (2)	3
第1報				
-1.		(2)、(3)、(4) (5)、(6)、(7)		(1)、(8)
-2.		(1)、(4)、(5)、(6) (7)、(10)、(11)		(2)、(3)、(8)、(9)
第2報	1、2			
第3報	1、2、5、6	3、4、11		7*、8、9、10
第4報	3	1、2、7	12	4、5、6、8、9 10、11
第5報	1、2	3		4、5
第6報			6	1、2、3、4 5**、7**
第7報				全て
第8報		5		1、2、3、4**、6
第9報	1			2、3、4、5
第10報		2		1、3
第11報		3、4、6		1、2、5、7、8
第12報				全て*
第13報		6		1*、2*、3*、4* 5
第14報			全て	
第15報		全て		
第16報	2		1	
第17報	全て			
第18報	全て			
第19報	1			2
第20報	全て			
第21報	全て			
第22報	全て			
第23報	全て			
第24報	全て			
第25報	全て			
第26報	全て			
第27報				全て

※第1報の数字は項目番号、第2報以降の数字は問番号。

※数字に*が付されているものは、位置づけ変更前に既に取扱いを終了しているもの。

※数字に**が付されているものは、コロナ特例事務連絡としては取扱いを終了するものの、他の事務連絡等により従前と同様の取扱いが可能であるもの。

令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 13)

(令和5年2月15日)

【通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護】

○ 3%加算・規模区分の特例（3%加算・規模区分の特例の令和5年度の取扱い）

問1 新型コロナウイルス感染症は、3%加算や規模区分の特例の対象となる感染症とされている（※）が、令和5年度も引き続き同加算や特例の対象となる感染症と考えてよいか。

（※）「通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月16日老認発0316第4号・老老発0316第3号）別紙I

（答）

- ・ 新型コロナウイルス感染症は、令和5年度も引き続き同加算や特例の対象となる感染症である。なお、同年度中に同加算や特例の対象外とすることとする場合は、事務連絡によりお示しする。

○ 3%加算（3%加算を令和4年度に算定した事業所の取扱い）

問2 令和4年度中の利用延人員数の減少に基づき3%加算を算定した事業所が、令和5年度に再び同加算を算定することはできるか。

（答）

- ・ 令和5年度においても算定可能である。この場合、令和5年度と同加算の算定に当たっては、減少月の利用延人員数が、令和4年度の1月当たりの平均利用延人員数から100分の5以上減少していることが必要である。算定方法の具体例は別添を参照されたい。

感染症や災害の影響により利用延人員数が減少した場合の基本報酬への3%加算(令和5年度の取扱い)

別添

- 新型コロナウイルス感染症の影響による令和4年度中の利用延人員数の減少に基づき3%加算を算定した事業所において、令和5年度に令和4年度の1月当たりの平均利用延人員数から5%以上利用延人員数が減少した月があった場合、再度3%加算の算定が可能。
- 新型コロナウイルス感染症の影響による令和5年度中の利用延人員数の減少に基づき一度3%加算を算定した事業所においては、同一事由による令和5年度の利用延人員数の減少に基づいて、再度3%加算を算定することはできない。

加算算定のイメージ

- ・令和4年度の利用延人員数の減少に基づき、令和4年度内に3%加算を算定していた事業所の場合
- ・令和5年度中の利用延人員数の減少に基づき、新たに3%加算を算定する事業所の場合

➡ 算定可能となるのは、最速令和5年6月サービス提供分からとなる。

R5年度	(R5.3)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	(R6.4)
加算算定		利用延人員数減	算定届提出	算定開始	➡	算定終了								<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和5年度中の利用延人員数の減少に基づき算定していることから、令和5年度中に同一事由により再度算定することはできない。 ○ 加算算定の届出、加算算定後の各月の利用延人員数の確認、加算算定の延長の届出の方法等は、従前のとおり。
延長		令和4年度の1月当たりの平均利用延人員数と比較		なお利用延人員数が減少している場合	延長届提出	延長開始	➡	延長終了						

- ・令和4年度中の利用延人員数の減少に基づき、令和5年度にまたがって3%加算を算定していた事業所の場合

R5年度	(R5.3)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	(R6.4)
加算算定	利用延人員数減	算定届提出	算定開始	➡	算定終了									<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和5年度中の利用延人員数の減少に基づき再算定した場合は、令和5年度中に同一事由により再度算定することはできない。 ○ 加算算定の届出、加算算定後の各月の利用延人員数の確認、加算算定の延長の届出の方法等は、従前のとおり。
延長	令和3年度の1月当たりの平均利用延人員数と比較			なお利用延人員数が減少している場合	延長届提出	延長開始	➡	延長終了						
再算定							利用延人員数減	算定届提出	算定開始	➡	算定終了			
再延長							令和4年度の1月当たりの平均利用延人員数と比較			なお利用延人員数が減少している場合	延長届提出	延長開始	➡	延長終了